

◎新潟県告示第1106号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 小倉休猟区

(1) 区域

佐渡市畑野地内の県道多田皆川金井線と主要地方道両津真野赤泊線との交点を起点とし、同主要地方道を北東に進み、新穂大野1654番地の南西端に至る。この地点から小佐渡東部鳥獣保護区の境界に沿って南東に進み、大字新穂大野と大字栗野江の字界、大字新穂大野と大字坊ヶ浦の字界との交点、大字新穂大野と大字長谷の字界の交点、大字新穂大野と大字小倉の字界、大字岩首と大字小倉の字界との交点に至り、更に同所から字界を北東に進み大字岩首と大字浜河内の字界との交点の海岸線に至る。海岸線を南西に進み、県道多田皆川金井線と主要地方道佐渡一周線との交点に至ったところで同主要地方道を横断し、県道多田皆川金井線を北西に進む。浜河内、丸山、中佐為、長谷集落を経て主要地方道両津真野赤泊線との交点まで進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,922ヘクタール（内水面25ヘクタール）

(3) 存続期間

令和6年10月15日から令和9年10月14日まで